

第 33 回

西宮市子ども・子育て会議

【資料 1 ～ 4】

目次

資料1	
子ども・子育て会議の概要と確認部会の設置について	・・・ 1
資料2	
子ども・子育て支援プランの評価方法について	・・・ 4
資料3	
西宮市幼児教育・保育ビジョン（素案）について	・・・ 7
資料4	
子ども家庭総合支援拠点の設置について	・・・ 10

議事 2 子ども・子育て会議の概要と確認部会の設置について

1. 子ども・子育て会議とは

本市の子育て支援施策を審議する審議会として、子ども・子育て支援法第 77 条に基づき、平成 25 年 8 月に設置し、主に以下の事項について審議している。

- ① 子ども・子育て支援プランの策定と評価について
- ② 保育所などの利用定員の確認について
- ③ その他、子ども・子育て支援施策に関することについて

また、子ども・子育て会議とは別に、社会福祉法等に基づく審議会（社会福祉審議会児童福祉専門分科会）を設置しており、それぞれにおける役割等については次のとおり整理している。

【子ども・子育て会議と社会福祉審議会児童福祉専門分科会の役割】

機関名	根拠法令	本市における具体的な役割
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法	○子ども・子育て支援プランの策定と評価 ※社会福祉審議会児童福祉専門分科会の役割施策を除く ○新設保育所等の「確認」にあたっての意見聴取
社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	社会福祉法 児童福祉法	○子ども・子育て支援プランの策定と評価 ※子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止に係る施策 ○新設保育所等の「認可」にあたっての意見聴取

2. 子ども・子育て支援プランについて

子ども・子育て支援法では、保育所、留守家庭児童育成センター、子育てひろば等の国が定める施設や事業について、各市町村で目標値を定めた計画を策定するよう義務付けている。

本市では、国が求める施設や事業の目標値のほか、放課後施策、障害児施策、母子保健施策、子どもの貧困対策などを包含し、市の子ども・子育て支援施策を総括した計画（子ども・子育て支援プラン）を策定している。

子ども・子育て支援プランでは、策定時点における本市の課題を 8 つの重点施策と位置付け、計画期間内（平成 30 年度～令和 6 年度）に実施する課題解決に向けた取り組みを記載している。

(1) 子ども・子育て支援プランの施策体系と重点施策

施策分野	施策	備考
子供への支援	【乳幼児期】教育・保育環境の充実	重点施策1
	【学童期】放課後の子供の居場所の充実	重点施策2
	障害のある子供への支援の充実	重点施策3
子育て家庭への支援	妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援	重点施策4
	子育ての不安・負担の軽減	重点施策5
	子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実	重点施策6
	児童虐待防止対策の充実	重点施策7
子育てしやすい社会づくり	ワーク・ライフ・バランスの推進	重点施策8

※ 重点施策6, 7については、社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議する。

(2) 計画に関する今後のスケジュール

<令和元年度～> 計画の評価

重点施策ごとに活動指標や成果指標を設定するとともに目標値を定め、毎年度、子ども・子育て会議や社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告し、第三者的な立場から評価、意見、提言を受け、PDCAサイクルに基づいた計画の着実な推進を図ることとしている。

※令和2年度までは「評価検討ワーキンググループ」を設置し、計画を評価してきたが、令和3年度からは子ども・子育て会議（全体会）で審議する。

<令和4年度> 目標値を定めた施設や事業の見直し

目標値を定めた施設や事業のうち、令和4年度の実績値が目標値と大きく乖離している施設や事業については、令和5年度と令和6年度の目標値の見直しを行う。

<令和5年度・令和6年度> 次期計画の策定に向けた審議

次期計画（令和7年～11年度）の策定に向けて、市民向けアンケートや計画内容について審議する。

3. 保育所などの利用定員の確認について

保育所、認定こども園、幼稚園（一部を除く）については、児童福祉法や学校教育法などの規定（面積基準や職員配置基準など）による「認可」を受ける必要があるほか、子ども・子育て支援法の規定（運営基準）による「確認」を受ける必要がある。

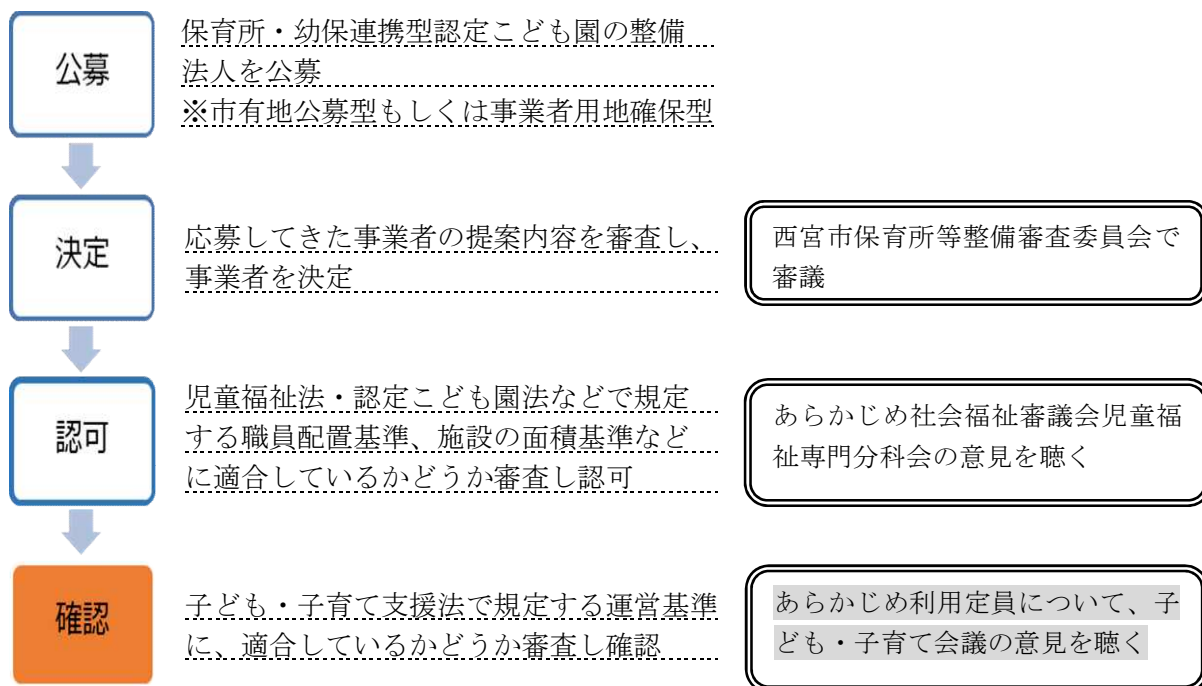
確認を受けた施設は、児童数などに応じて、市から施設型給付費等（国が定める運営費補助）が支給されることとなる。

子ども・子育て支援法では、市が確認するにあたり、施設の利用定員について、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

⇒「確認を受けていない＝施設型給付費等が支給されない」ことから、年度途中の開設にも機動的に対応できるよう本市では「確認部会」を設置している。

今後も引き続き、利用定員の確認については、「確認部会」で審議することとする。

（参考）民間保育所・幼保連携型認定こども園を新設する場合の流れ



議事 3 子ども・子育て支援プランの評価方法について

1. 子ども・子育て支援プランの評価方法

子ども・子育て支援プランの評価は、重点施策ごとに、計画に記載している施策単位で行う。

また、子ども・子育て支援プラン全体の評価状況をわかりやすくし、計画全体の進捗状況を把握しやすくするため、今年度から新たに、各施策の実施状況について、A～Dの4段階で自己評価し、重点施策ごとに総合評価を行う。

2. 評価手順

(1) 事務局 各施策の前年度の実施状況について、次の内容を報告する。

- ・実施内容、自己評価、課題や今後の方向性
- ・前年度に頂戴した評価・意見等への対応状況

自己評価は、評価基準（別表1）に基づき、A～Dの4段階で行う。

各施策の自己評価の結果を数値化して算出する平均値により、重点施策を総合評価する。

子ども・子育て支援プラン全体の評価状況を、総括表（別表2）により、報告する。

(2) 審議会 事務局の報告を踏まえ、評価、意見、提言を行う。

事務局の4段階（A～D）の自己評価が適切か確認する。

評価のポイント

- 実施状況は「量」や「質」の観点から適切であるか。
- 事務局における課題や今後の方向性の認識が適切であるか。
- 昨年度に出された評価等を反映・改善できているか。

(3) 事務局 評価、意見、提言を踏まえて施策を推進し、翌年度に評価・意見等への対応状況を報告する。

別表1 評価基準

区分	評価	目安
A	十分できている (3点)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画を上回る進捗・成果が認められる ●計画した数値目標を達成、若しくは目標を上回った ●計画した内容よりも高い水準で実施できた ●利用者等から高い評価が得られた
B	おおよそできている (2点)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画どおりの進捗・成果が得られた (定型的な事業が執行された場合も含む) ●計画した数値目標を概ね達成した ●計画した内容どおりに実施できた ●利用者等から概ね評価を得られた
C	あまりできていない (1点)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画を下回る進捗・成果しか認められない ●計画した数値目標を下回った ●計画した内容に満たない水準で実施した ●利用者等からあまり評価を得られなかった
D	まったくできていない (0点)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画していた事業が実施できなかった ●計画した数値目標を大きく下回った ●利用者等から全く評価を得られなかった

別表2 総括表 (イメージ)

重点施策	総合 評価	施策数	評価状況 (カッコ内は前年度評価)			
			A	B	C	D
1 【乳幼児期】教育・保育環境の充実	B (-)	11	2 (-)	8 (-)	1 (-)	0 (-)
2 【学童期】放課後の子供の居場所の充実	B (-)	10	1 (-)	6 (-)	2 (-)	1 (-)
3 障害のある子供への支援の充実	B (-)	6	1 (-)	3 (-)	2 (-)	0 (-)
4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援	A (-)	8	4 (-)	4 (-)	0 (-)	0 (-)
5 子育ての不安・負担の軽減	B (-)	5	1 (-)	2 (-)	2 (-)	0 (-)
6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実	B (-)	14	3 (-)	5 (-)	5 (-)	1 (-)
7 児童虐待防止対策の充実	B (-)	7	2 (-)	3 (-)	1 (-)	1 (-)
8 ワーク・ライフ・バランスの推進	B (-)	4	0 (-)	4 (-)	0 (-)	0 (-)
計	-	65	12 (-)	34 (-)	16 (-)	3 (-)
全体に占める割合	-	100%	18.5%	52.3%	24.6%	4.6%

3. 今後のスケジュール

(1) 第34回子ども・子育て会議

開催時期 令和3年12月下旬

評価対象 ○重点施策1 【乳幼児期】教育・保育環境の充実
○重点施策2 【学童期】放課後の子供の居場所の充実
○重点施策3 障害のある子供への支援の充実

(2) 第35回子ども・子育て会議

開催時期 令和4年1月下旬～2月上旬

評価対象 ○重点施策4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援
○重点施策5 子育ての不安・負担の軽減
○重点施策8 ワーク・ライフ・バランスの推進

(3) 令和3年度第2回社会福祉審議会児童福祉専門分科会

開催時期 令和4年2月上旬

評価対象 ○重点施策6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実
○重点施策7 児童虐待防止対策の充実

議事4 西宮市幼児教育・保育ビジョン（素案）について

1. 策定の趣旨

保育需要の高まりに伴う新たな事業者の参入や、幼児教育・保育の無償化による幼児教育・保育への関心の高まり等を受け、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設種別や、設置主体に関わらず、西宮市として幼児教育・保育で大切にしたいことを共有し、質の高い幼児教育・保育のために必要な取り組みを、保育者や保護者・地域の方々に示すことを目的に「西宮市幼児教育・保育ビジョン（以下「ビジョン」という。）」を策定する。

本ビジョンを、幼稚園、保育所、認定こども園等の各施設での教育・保育活動に生かすとともに、施設や団体等が行う研修などにも広く活用頂くことで、西宮市で教育・保育に携わる全ての方々と、地域の方々への理解促進に繋げていく。

2. 策定に向けた取り組み

策定にあたっては、学識経験者と公立・私立の幼稚園教諭・保育士等によるワーキングチーム（以下「WT」という。）を設置して、協議を重ねてきた。

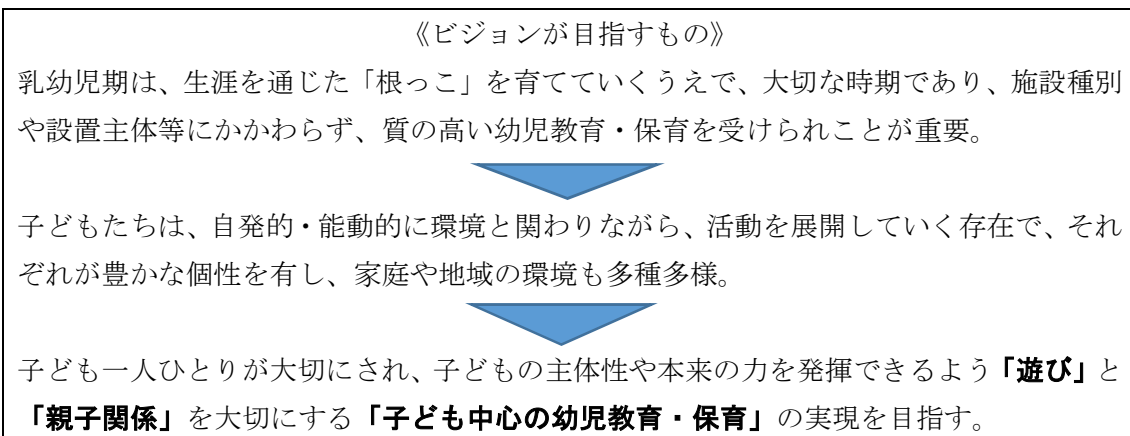
(1) WT名簿（令和3年10月現在）

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	倉石 哲也	武庫川女子大学文学部 教授
	橋本 祐子	関西学院大学教育学部 教授
幼稚園関係者	田村 三佳子	西宮市私立幼稚園連合会 顧問
	河崎 祥子	西宮市立あおぞら幼稚園 園長
保育所関係者	藤原 和子	西宮市私立保育協会 会長
	堤下 康子	こども支援局子育て事業部 参事（保育指導担当）
その他教育・子育て支援等に知見を有する者	粟屋 邦子	西宮市立浜脇小学校 校長
	金井 温宏	こども支援局こども未来部地域・学校支援課 課長

(2) 協議等の経緯

	実施日	主な事項
1	R1. 10. 2	第1回WT：西宮市の幼児教育・保育の現状と課題
2	R1. 11. 19	第2回WT：育てたい子ども像、幼児教育・保育における「遊び」について
3	R1. 12. 2	ワークショップ「エピソードをもって西宮のこどもの育ちを語ろう～遊びって何？～」(各施設の幼稚園教諭・保育士等67名が参加し、基調講演やグループワークを実施)
4	R2. 1. 27	第3回WT：保護者支援について
5	R2. 9. 17	第4回WT：ビジョン構成案について
6	R2. 11. 9	第5回WT：ビジョン素案について
7	R3. 1. 5	第6回WT：研修の充実、ビジョン素案について
8	R3. 2. 16	《第31回子ども・子育て会議で中間報告》
9	R3. 6～9	WT準備会：ビジョン素案の構成・デザイン等協議(計4回)
10	R3. 10. 12	第7回WT：ビジョン素案について

3. ビジョンの構成



遊 び

「みつけて・ためして、とことん遊ぶ」

主体的な「遊び」を通して、目標に向かって頑張る力、人とうまく関わる力など、生涯を通じた「根っこ」となる内面の力（後伸びする力）を身につけていく。

- 1 とことん遊べる環境をつくる
 - (1) 安心できる守られた環境を整える
 - (2) 子どもに寄り添った環境を考える
- 2 「遊び」を見守り・支える

親 子

「ゆっくり・じっくり、親子になる」

親が自分を受け入れ、認めてくれることで子どもは自己肯定感・自尊感情を育める。はじめから完成された親子関係などは無く、ゆっくりと親子関係を築き、じっくりと子どもと向き合っていくことを大切に考える。

- 1 親子と向き合い話し合う
- 2 子どもの成長を保護者と共に喜び合う
- 3 親子と共に育ち豊かな関係を築く

ービジョンの実現に向けてー

安心して幼児教育・保育が受けられる環境を整え、市と各施設・関係団体が緊密に連携・協力しながら共に進めていく。

- 1 保育者が学び続け、成長していける場の提供
(OJT・Off-JTや自己研鑽を組み合わせた保育者の資質能力向上に向けた研修体制や環境づくり 等)
- 2 施設の枠を超えた保育者相互の高め合い
(市内の施設それぞれが、特色あるカリキュラムやノウハウ等の情報を共有し合い、互惠性ある関係を構築)
- 3 乳幼児期だけでなく、就学以降も意識したサポート
(「つながり事業」を通じた接続期の発達特性理解や、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園との連携強化 等)
- 4 保護者支援と地域に根差した取り組みの推進
(保護者に寄り添ったコミュニケーション・研修・情報提供や、各施設が有する環境・資源・専門性を活かした取り組みの推進 等)

教育こども常任委員会
所管事務報告

資 料

令和3年9月13日

※報告日までは外部への
資料提供はご遠慮ください。

子ども家庭総合支援拠点の設置について

こども支援局 子育て支援部 子供家庭支援課

子ども家庭総合支援拠点の設置について

平成 28 年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市区町村は、子供の最も身近な場所において、子供及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化された〔児童福祉法第 3 条の 3〕。

また、子供とその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握、子供等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と表記。）の整備に努めなければならないと規定された〔児童福祉法第 10 条の 2〕。

これらの法令をもとに、国は、令和 4 年までに全市区町村に支援拠点を設置する計画を打ち出しており、本市においても、令和 3 年度中に支援拠点を設置する。

参考 児童福祉法（抄）

第 3 条の 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

第 10 条の 2 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

1. 子ども家庭総合支援拠点とは

（1）業務内容

コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、要支援児童や要保護児童を含むすべての子供とその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

支援拠点の業務内容

- ① 子ども家庭支援全般に係る業務
（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ② 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ その他の必要な支援

(2) 職員配置

支援拠点には、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員（いずれも資格等が必要）の配置が必要である。

職務内容

子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員
<ul style="list-style-type: none">・実情の把握・相談対応・総合調整・調査、支援及び指導等・他関係機関との調整	<ul style="list-style-type: none">・心理アセスメント・子どもや保護者等の心理的側面からのケア	<ul style="list-style-type: none">・虐待相談・虐待が認められる家庭等への支援・児童相談所、保健所、市町村保健センターなど関係機関との連携及び調整

(3) 配置人員

支援拠点には、0～18歳の児童人口規模に応じて配置人員の基準が定められている。

本市の場合は、最低配置人員（①）として、子ども家庭支援員を常時5名、心理担当支援員を常時2名、虐待対応専門員を常時4名の計11名が必要となる。

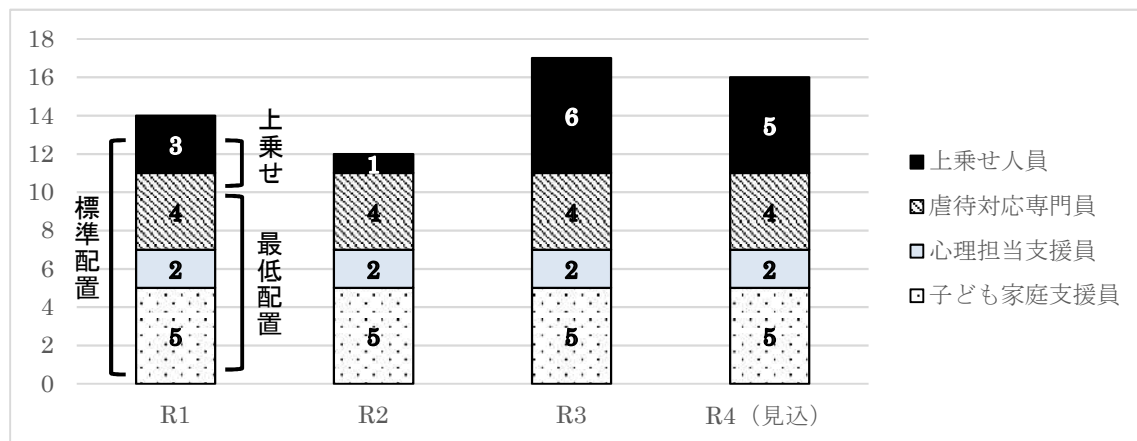
また、児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村は、対応件数をもとに算定された人数を、虐待対応専門員の最低配置人員に上乗せして配置（②）することで標準配置（①+②）となる。

虐待対応の一層の体制強化を図るため、標準配置人員を満たすよう努める必要がある。

本市における標準配置人員

①最低配置人員 (児童人口規模による)		+	②上乗せ人員 (児童虐待相談対応件数による)	
子ども家庭支援員	常時5名		虐待対応専門員 (人数は年度によって変動)	
心理担当支援員	常時2名			
虐待対応専門員	常時4名			

参考 本市における標準配置人員の推移



(4) 設置場所

本市においては新たな施設整備は行わないが、人員の増に対応するため、市役所本庁舎7階の子供家庭支援課の執務室を拡大し、支援拠点とする。

2. 支援拠点の設置に向けて

(1) 人員の充足

増加傾向にある虐待事案に対応するため、これまでも職員を増員してきており、支援拠点の設置に向けては、令和3年4月に、心理担当支援員2名、子ども家庭支援員1名、計3名の増員を図ったところである。

しかし、令和元年度における本市の虐待件数が大きく増加し、支援拠点の標準配置として必要な人員も増加したことから、現状では、子ども家庭支援員と虐待対応専門員が不足している。

このことから、支援拠点を設置する時点では、標準配置人員には及ばないものの、最低配置人員を満たすよう体制を整える。

配置基準に対する職員配置状況

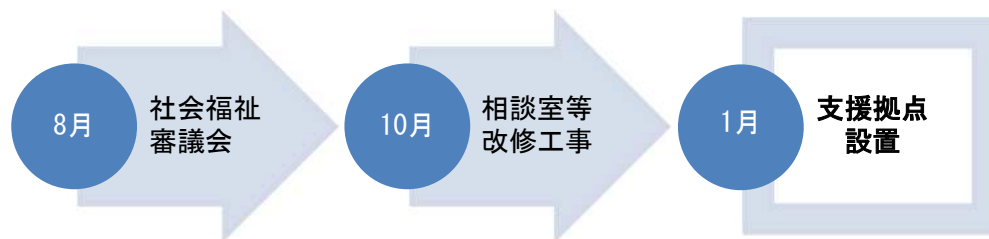
	標準配置		現在 (R3.8月)	支援拠点設置時点
子ども家庭支援員	最低配置	常時5名 (※1)	常時4名 〔正規職員3名 会計年度任用職員2名〕	常時5名 〔正規職員4名 会計年度任用職員2名〕
心理担当支援員		常時2名 (※2)	常時2名 〔正規職員2名〕	常時2名 〔正規職員2名〕
虐待対応専門員		常時4名 (※2)	常時6名 〔会計年度任用職員9名〕	常時6名 〔会計年度任用職員9名〕
	上乗せ (※3) 常時6名 (※2)			
合計		常時17名	常時12名 〔正規職員5名 会計年度任用職員11名〕	常時13名 〔正規職員6名 会計年度任用職員11名〕

(※1) 1名は非常勤可 (※2) 非常勤可 (※3) 令和3年度の場合。人数は年度によって変動する。

(2) 相談室、親子の交流スペースの整備

支援拠点には、相談の秘密が守られる相談室と親子の交流スペースを設ける必要があるため、令和3年10月を目途に現在の面接室を改修し、相談室、親子の交流スペースを整備する。

(3) 設置スケジュール



3. 支援拠点の設置により強化する取り組み

(1) 心理担当支援員の専門性を活かした支援

ア 子供の継続面接

要保護児童に対するメンタルケア等を含む継続面接や、学校・家庭での困難を抱える子供に対する自己理解プログラム等を実施する。

参考 自己理解プログラム

子供が自身を取り巻く状況を理解し、その環境の中で、自分らしく振る舞うことができるように構成されたワークブックを用いた取り組み。子供自身の発達障害、保護者の精神疾患など、子供を取り巻く状況に合わせた教育的内容が含まれている。

イ 発達・知能検査等の心理検査の実施

子供の発達検査（K式）、知能検査（WISC-IV）等の心理検査を実施し、保護者に子供の特性に対する理解を深めてもらうとともに、対応方法について助言を行う。

また、保護者の同意を得た上で、検査結果等を学校やこども未来センター等に情報共有し、必要な支援やサービスにつなぐ。

参考

・新版K式発達検査 2020

発達の状態を、精神活動の諸側面にわたってとらえることができるように作成されている。本検査は作成の過程において発達の精密な観察を行っているため、精神発達の様々な側面について、全般的な進みや遅れ、バランスの偏りなど発達の全体像をとらえることができる。

・WISC-IV

様々な課題（言葉の意味を問うもの、積み木や絵を使った作業、簡単な記憶力を問うものなど）に取り組んでもらうことで、全般的な知的能力を示す全検査、特定の認知領域の知的機能を表す4つの指標（言語理解、知覚推理、処理速度、ワーキングメモリ）を算出し、子供の知能を多面的に把握していく。そこから子供の得意な部分、苦手な部分を明らかにし、その子にとってより良い支援の手がかりを得ることができる。

ウ アンガーマネジメント

子育てにおいて、子供に当たってしまう保護者などにアンガーマネジメントを実施し、児童虐待の再発や深刻化を防止する。

参考 アンガーマネジメント

アンガーは単なる怒りではなく、悲しみや悔しさや苛立ち、焦燥感、嫉妬など、いろいろな気持ちを含んだものとしてとらえ、アンガーマネジメントでは、この行き場のないエネルギーが衝動的に暴走しないように、行動を自らの意志でコントロールすることと定義される。

エ ペアレント・トレーニング

親子関係の改善や保護者の養育態度の変化を目的に、保護者に対してペアレント・トレーニングを実施する。

参考 ペアレント・トレーニング

環境調整や子供への肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子供の適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。

(2) 関係機関との連携強化

ア 西宮こども家庭センター

定期的に西宮こども家庭センター（以下「児童相談所」と表記。）の援助方針会議に参加し、児童相談所のリスクアセスメントや援助方針の決定方法等を習得するとともに、市が担当する対応困難ケースについて助言を受ける。

イ 子育て総合センター

専門の相談員や臨床心理士が0歳から就学前までの子供の子育てに関する相談を受け、継続的に支援しているが、子供が小学校に入学する前の段階で支援拠点の職員が引き継ぎ、切れ目ない支援を行う。

ウ 保健福祉センター

妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握し、切れ目ない支援を提供するため、保健師、助産師等の専門職による支援を実施している。子供家庭支援課と保健福祉センターでは、定期的に会議を開催し、特定妊婦（出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）や居所不明児童について情報を共有するほか、要保護児童対策協議会の会議等で支援方針を確認し、継続的な支援に努めている。

エ こども未来センター

支援拠点の心理担当支援員がこども未来センターに出向き、相談支援業務や療育、発達・知能検査等についての研修を受け、スキルアップを図る。また、保護者の同意を得た上で、支援拠点で実施した発達・知能検査の結果や家庭背景等を共有することで、こども未来センターに円滑に引き継ぐ。

オ 学校・保育所等

要保護児童や要支援児童等についての情報を共有し、学校・保育所等における見守りと虐待の早期発見を依頼している。支援拠点の設置に伴う相談体制の強化により、支援拠点の職員が定期的に学校や保育所等を訪問し、心配な家庭の情報を共有することで、早期の支援につながるとともに虐待の未然防止に努める。

カ 児童養護施設等

子育て家庭ショートステイの受け入れ等について調整を行う。また、支援拠点の職員の実地研修等を依頼し、スキルアップに努めるとともに連携の強化を図る。

キ 民生委員・児童委員会

要保護児童や要支援児童等についての情報を共有し、地域における見守りと虐待の早期発見を依頼している。また、民生委員・児童委員会の会議の際に児童虐待等の研修を実施するなど、連携の強化に努める。

ク 警察

警察が対応した事案について情報提供を受け、関係機関での見守りや支援につなげている。警察が夜間や休日に対応する場合に備え、月に1回、要保護児童や要支援児童の台帳を提供している。また、要保護児童対策協議会の会議等で情報を共有するとともに、子供の安否確認等について協力を依頼している。

4. 支援拠点設置後の課題

支援拠点の設置時点における本市の相談体制は、上乘せ人員を含む標準配置人員を満たしておらず、また、人口規模の近い他市の人員を下回っている。

今後、多様な子育て相談に応じるためにも、さらなる体制強化を図る必要がある。

他市の人員配置状況

自治体名	推計人口	正規職員	会計年度 任用職員	合計
西宮市 (支援拠点設置時点)	486,799	6	11	17
船橋市	640,695	18	14	32
東大阪市	487,772	23	4	27
姫路市	528,765	17	7	24
倉敷市	481,698	10	7	17
松山市	507,399	40	10	50
大分市	477,393	28	8	36

※ 令和2年4月1日現在

5. 参考資料

児童家庭相談件数、児童家庭相談回数、虐待種別の推移は次のとおり。

